

## ○高槻市景観規則（抜粋）

平成21年9月11日

規則第41号

改正 平成24年3月30日規則第18号

平成25年3月28日規則第17号

平成28年3月16日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び高槻市景観条例（平成21年高槻市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物の範囲)

第2条 条例第2条第2号の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 煙突（支枠がある場合においては、これを含む。）
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを除く。）
- (3) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物を掲出し、又は表示するための広告塔、広告板等を除く。）
- (4) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 擁壁、垣、柵その他これらに類するもの
- (6) ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設
- (7) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- (8) 立体駐車場（建築物を除く。）
- (9) 石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの
- (10) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの（建築物を除く。）
- (11) その他市長が指定するもの

(平25規則17・平28規則12・一部改正)